

奈良市長等政治倫理条例に基づく資産等報告書等の作成・閲覧日程（平成30年度）

（平成25年4月1日施行）

内容	平成29年		平成30年														
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
資産等報告書	（任期開始した年度のみ）																
資産等変更報告書	12/31 基準日					4/1	5/1	5/2	6/30(土)		7/2(月)～						
						作成・提出			(60日)		開 閲 始 覧						
所得等報告書	12/31 基準日							6/1	7/2	7/3	8/31(金)		9/3(月)～		12/31 基準日		
								作成・提出		(60日)		開 閲 始 覧					
税等の納付状況を示す書類	所得等報告書提出時に併せて提出																
関連会社等報告書						4/1	4/2	5/1	5/2	6/30(土)		7/2(月)～					
						基準日			作成・提出			(60日)				開 閲 始 覧	
辞退届	奈良市長等政治倫理条例第5条第1項に定める辞退届の提出期限は、 任期開始から30日以内または当該事実が発生した日から30日以内																

- * 提出期限(間): 報告書等の提出期限(間)の末日が休日にあたるときは、その日の翌日をもって期限(間)の末日とする。(条例13条)
- * 閲覧開始日: 報告書等は、その提出期限(間)の末日の翌日から起算して、60日を経過する日の翌日から閲覧できる。(規則10条1項)
- * 閲覧開始日: 閲覧をすることができる初日が休日にあたるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とする。(規則10条1項)